

くらしの情報

イベント情報や各種講演会など、市役所からの大切なお知らせです。詳細については各お問い合わせ先へご確認ください。

市役所
総合案内

TEL 974-3111
FAX 973-9819

子育て

自由にのびのび！
みんなで一緒に創作活動

児童家庭課

☎ 973-4983

お友だちと協力しながらひとつの作品をつくりまします。

【とき】

12月4日（土）「雪のふるまち」

平成23年

1月15日（土）「桜ふぶき」

2月5日（土）「ステンドグラス」

【ところ】

いしかわ児童館

【対象】

小学生

【定員】

各ワーク 25名

（定員に達し次第締め切ります）

【申込方法】

いしかわ児童館 ☎ 964-6051

童具と絵本の子育て広場がじゅまる

☎ 090-7458-0694



ゆんたく広場さくらんぼ
児童家庭課

☎ 973-4983

子どもの事でゆんたくしませんか？
発達に気になる、学校での友だち関係のこと、感情がコントロールできない、学校の勉強についていけないなど、子どもに関することを、お茶やコーヒーを飲みながら楽しくおしゃべりしましょう。子連れでもOKです。

【とき】毎月第3木曜日

午前10時～12時

【ところ】いしかわ児童館

【対象】子どもをもつ保護者の方

【受講料】お茶代100円

【申込方法】いしかわ児童館

☎ 964-6051

父子家庭のみなさんへ

児童扶養手当の申請は平成22年11月30日までに！

★平成22年8月から児童扶養手当が父子世帯へも支給されることになりました。

◆平成22年11月30日までに申請した場合

- ・7月31日までに支給要件に該当している方は8月分からの支給。
- ・8月1日以降11月30日までに要件に該当した方は「該当した月の翌月分」からの支給。

◆平成22年12月1日以降の申請の場合は申請月の翌月分からの支給になります。

※事前相談が必要です。お早めにご相談ください。
※代理人での申請はできません。

◎父子家庭の支給要件

次の①～⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②母が死亡した子ども
- ③母が一定程度の障害の状態にある子ども
- ④母の生死が明らかでない子ども

⑤その他（母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど）

※上記の要件に該当していても、年金を受けている場合や事実婚の状態であるとき等、認定できない場合もあります。

※本人及び家族（同居する親、兄弟等）の所得が限度額を超えた場合は支給停止となる場合があります。（限度額は扶養親族の数等により異なります）

訂正とお詫び

広報うるま10月号の17ページに掲載しました「児童扶養手当」の記事で誤りがありました。下記の通り訂正してお詫び申し上げます。

（誤）平成23年8月から父子世帯へも支給
（正）平成22年8月から父子世帯へも支給

◎申請場所：本庁2階 児童家庭課

☎ 973-4983